

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

石川県移住・起業支援金助成事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

3 地域再生計画の区域

石川県の全域

4 地域再生計画の目標

【目指す将来像】

●本県では、「いしかわ創生総合戦略」において、「転出入者の均衡(±0人)」等を数値目標として掲げ、移住・学生Uターンの促進や産業人材の総合的な確保・育成、魅力ある地域づくり等に取り組み、これにより、県内企業が求める人材の確保と、本県への移住促進により首都圏から石川への人の流れをつくり、地域活力の維持・向上を図ることを目指している。

【地方創生における課題】

●こうした目標を達成するため、本県は、平成28年4月に、県、全市町及び産業界で構成される「石川県人材確保・定住推進機構」の下に、新たに移住に関するワンストップ拠点である「いしかわ就職・定住総合サポートセンター(以下「ILAC」という。)」を東京と金沢に開設し、民間人材紹介会社等と連携しながら、学生や社会人の移住・Uターン促進に取り組んできた。

●しかしながら、現状、石川県からの転出超過数は2,556人(2019年住民基本台帳移動報告)であり、とりわけ、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)への転出超過数は1,997人(2019年住民基本台帳移動報告)と、東京圏への転出超過の改善が課題となっている。

●また、本県は、コロナによる影響を受けたものの、鉱工業生産指数、有効求人倍率ともに全国を上回る状況が続いており(鉱工業生産指数：R4.10 96.6 [全国95.3] 有効求人倍率：R4.11 1.62[全国6位])、中でも、本県が「いしかわ創生総合戦略」で力を入れている本県の基幹産業である製造業や成長産業である観光関連産業(宿泊業・飲食業等)等における有効求人倍率の高止まりの状況が続いており(管理的職業：2.50倍、生産設備：5.35倍、調理：4.01倍[出展：石川労働局R4.11労働力調査])、これらの産業における人材確保が課題となっている。

●加えて、地域における人口減少に伴い、地域経済を支える事業者の数が減少し、また、地域で求められる商品やサービスも多様化している中、地産の農産物を活用しにぎわいの創出に繋がるレストランの開業など、地域住民の新たな需要にきめ細かく対応し地域のブランド化・にぎわい創出に寄与する経済主体としての社会的事業の起業家を生み出していくことは、地域の活力を維持・向上していく上で大変重要である。

●こうした課題・必要性に対応するため、今回の事業では、社会増を促進しつつ、人手不足分野や本県の基幹産業・成長産業等における人材確保を図る観点から、これらの分野における東京圏からの移住・就職を進める(移住支援事業・マッチング支援事業)。加えて、社会増を促進しつつ、地域の活性化など地域の課題解決に資する社会的事業の分野での起業を後押しするため、移住を伴う起業支援金の支給及び伴走支援を実施する(起業支援事業)。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2023年度増加分 1年目	2024年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住者数(人)	80	100	110
本起業支援事業に基づく起業者数(人)	5	5	5
マッチングサイトに新たに掲載された求人数(件)	100	50	50
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数(世帯)	7	8	9

2025年度増加分 3年目	2026年度増加分 4年目	2027年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
120	125	127	582
5	5	5	25
50	50	50	250
10	11	12	50

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ(内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・石川県移住支援金支給事業

・石川県移住・起業支援金支給事業

③ 事業の内容

上記のとおり、「いしかわ創生総合戦略」が目指す将来像を達成するため、県及び各市町、産業界等が連携して、東京圏からのUIターン希望者の移住や就職・起業を後押しする。具体的には、下記の3つの事業を実施する。

- 東京23区の在住者等の要件を満たす者に対して、移住支援金を支給する。
- 石川県内の中小企業等のうち、上記の人手不足分野や本県の基幹産業・成長産業等に関する求人情報を掲載するマッチングサイトを制作・運用する。
- 東京23区の在住者等（移住支援金と同様）の要件を満たし、県内に移住してデジタル技術を活用した社会的事業を起業する者に対して、起業支援金を支給する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

行政（県及び各市町）は、移住・起業支援金、マッチングサイトの制作・運用等を行うことにより、人手不足に悩む中小企業等への就職や、地域にとって必要とされている社会的事業の起業を促進する。また、県や市町、経済団体等の関係機関が連携して運営するILACにおいて、UIターン就職希望者と中小企業等とのマッチング支援を行う。

一方、県内の中小企業等は、ILACの支援を活用しながら、東京圏のUIターン希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して産業人材を確保し、地域経済の維持・発展に貢献する。また、従前から専門家が常駐し、企業の経営支援の実績が豊富なISICOに対して補助を行うことを通じて、起業者が抱える起業に伴う課題に対して、金融機関からの資金調達支援、労務管理、財務・金融支援、販路開拓支援等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように官民共同で構成されるILACやISICOが中心となって本事業を実施することで、官民の有機的な協働が図られ、東京圏のUIターン希望者に対する移住や転職・起業の働きかけの相乗効果が発揮できる。

【地域間連携】

県は、県内全域を見渡す立場から、移住・起業支援金支給に向けた要件の策定やマニュアル作成などの事前準備、市町間の運用調整、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定、マッチングサイトの制作・運営など、東京圏からのUIターン希望者を受け入れるための環境整備や各市町のバックアップ支援を行う。

一方、各市町は、個別の地域の事情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしへの協力や起業の際に役立つ市町独自の支援施策の紹介、起業家であるが故の些細な相談への対応、さらには、移住先で新たに生活する上で必要な地域情報の提供といった支援等を行う。

そして、移住先探しと仕事探しは不可分であり、県と市町等が連携して運営するILACによる仕事と暮らしの両面からの一体的支援によって、相乗効果が発揮されることで移住者数のさらなる増加につながり、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

個別の地域の事情をよく知る各市町が、①移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしに協力すること、②起業支援金支給者に対して、商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、起業後の経営支援を行うことにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

また、仕事と暮らしの両面から一体的に支援するILACが、移住者本人だけでなく、その家族に対しても就業を促すことで産業人材の確保を図るとともに、既存の子育て支援事業の効果を活かし、移住世帯からの自然増も促し、人口減少対策として相乗効果を発揮していく。

【デジタル社会の形成への寄与】

プロフェッショナル拠点も兼ねている、いしかわ就職・定住総合サポートセンターのコーディネーターが企業を訪問し、デジタル人材用の求人票を開拓し、マッチングサイトへの掲載をすすめ、不足するデジタル人材の移住を促進する。また、起業支援事業において、申請要件にデジタル技術の活用（例：キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等）を追加することに加え、起業等をする者への伴走支援として、必要に応じてデジタル化に対する専門家の派遣を実施することで、地域のデジタル化を推進する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

いしかわ創生総合戦略検証委員会に取組状況等を報告し意見聴取

【外部組織の参画者】

石川県商工会議所連合会、石川県農業協同組合中央会、(公社)石川県観光連盟、(一社)大学コンソーシアム石川、(一社)石川県銀行協会、日本労働組合総連合会石川県連合会、(株)北國新聞社、みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議、石川県社会福祉協議会、石川地域づくり協会

【検証結果の公表の方法】

検証後、結果をホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 508,604千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から

2028年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・地域活性化
- ・買い物弱者支援
- ・子育て支援関連
- ・観光・まちづくり推進
- ・女性・高齢化支援
- ・社会教育 等

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。